

平成 28 年第 2 回美郷町議会定例会

議事日程（第 1 号）

平成 28 年 3 月 3 日（木曜日）午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
 - 1) 定期監査の報告
 - 2) 行政監査の報告
 - 3) 例月出納検査の報告（平成 28 年 1 月分）
 - 4) 総務常任委員会の所管事務調査報告
 - 5) 教育民生常任委員会の所管事務調査報告
 - 6) 産業建設常任委員会の所管事務調査報告
 - 7) 平成 28 年第 1 回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告
 - 8) 平成 28 年第 1 回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告
 - 9) 平成 28 年第 1 回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告
- 第 4 町長の招集挨拶並びに施政方針説明
 - 請願・陳情上程（委員会付託）
- 第 5 陳情第 1 号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情
- 第 6 陳情第 2 号 労働時間と解雇の規制強化を求める陳情
- 第 7 陳情第 3 号 全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情
- 第 8 陳情第 4 号 「平和安全保障関連法」の廃止を求める陳情書
 - 議案上程（説明）
- 第 9 報告第 1 号 専決処分事項の報告について
- 第 10 議案第 9 号 第 2 次美郷町過疎地域自立促進計画を定めることについて
- 第 11 議案第 10 号 美郷町犯罪被害者等見舞金支給条例の制定について
- 第 12 議案第 11 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関

係条例の整備に関する条例の制定について

- 第13 議案第12号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について
- 第14 議案第13号 美郷町高額療養費貸付基金条例の一部改正について
- 第15 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正につい
て
- 第16 議案第15号 美郷町地域雇用創出推進基金条例の廃止について
- 第17 議案第16号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額について
- 第18 議案第17号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について
- 第19 議案第18号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について
- 第20 議案第19号 平成27年度美郷町一般会計補正予算第9号
- 第21 議案第20号 平成27年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号
- 第22 議案第21号 平成27年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第6号
- 第23 議案第22号 平成27年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第5号
- 第24 議案第23号 平成27年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号
- 第25 議案第24号 平成27年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
5番	村田薫君	6番	泉繁夫君
7番	深澤均君	8番	武藤威君
9番	泉美和子君	10番	細井邦男君
11番	熊谷隆一君	12番	藤原政春君
13番	飛澤龍右エ門君	14番	森元淑雄君
15番	熊谷良夫君	16番	杉澤隆一君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	藤田信晴君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	高橋久也君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	小林宏和君
会計管理者兼 出納室長	齊藤敦子君	農業委員会 農事務局長	鈴木忠君
教育長	福田世喜君	教育次長兼 教育推進課長	高橋正規君
教育総務課長	高橋潔君	生涯学習課長	煙山光成君
代表監査委員	久米力君	農業委員会 会長	高橋正尚君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	池田茂碁	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主任	高橋広樹		

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第2回美郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、中村美智男君、5番、村田 薫君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日3月3日から3月17日までの15日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月17日までの15日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、中村美智男君、登壇願います。

(議会運営委員長 中村美智男君 登壇)

○議会運営委員長（中村美智男君） おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。

2月25日招集告示された平成28年第2回美郷町議会定例会に当たり、同日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしました。

初めに、本定例会の会期は、本日3月3日から17日までの15日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてですが、本日は議長諸般の報告、町長の招集挨拶並びに施政方針説明があり、陳情を上程し、その後、報告第1号から議案第24号までを上程し、終了の予定です。

3月4日は午前10時から本会議を再開し、議案第25号から議案第30号を上程し、終了の予定です。

3月5日から7日までは本会議を休会し、7日正午には一般質問の通告締め切りとする予定でございます。

3月8日は午前10時から本会議を再開し、議案第9号から議案第24号までの質疑、討論、表決を行い、続いて議案第25号から議案第30号までの総括質疑を行い、予算特別委員会を設置、付託して終了の予定です。

3月9日から13日までは本会議を休会し、9日には関係常任委員会を開催し、陳情等の審査、10日・11日、予算特別委員会を開催し、予算審査を行う予定です。

3月14日は午前10時から本会議を再開し、一般質問を行い、15日・16日は本会議を休会する予定です。

3月17日午前10時から本会議を再開し、議案第25号から議案第30号までの予算審査の結果について予算特別委員会委員長の報告、討論、表決を行い、続いて陳情の審査結果について各常任委員長の報告、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、報告申し上げます。

○議長（高橋 猛君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（高橋 猛君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より定期監査の結果報告がありました。

2として、町の監査委員より行政監査の結果報告がありました。

3として、町の監査委員より例月出納検査（平成28年1月分）の結果報告がありました。

4として、総務常任委員会委員長より総務常任委員会所管事務調査の報告がありました。

5として、教育民生常任委員会委員長より教育民生常任委員会所管事務調査の報告がありまし

た。

6として、産業建設常任委員会委員長より産業建設常任委員会所管事務調査の報告がありました。

7として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より、平成28年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告がありました。

8として、大仙美郷環境事業組合議会出席議員より、平成28年第1回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告がありました。

9として、大仙美郷介護福祉組合議会出席議員より、平成28年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告がありました。

その写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

◎町長の招集挨拶並びに施政方針説明

○議長（高橋 猛君） 日程第4、町長の招集挨拶並びに施政方針説明を行います。

本定例会に当たって、町長より招集挨拶並びに施政方針説明の申し出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

平成28年第2回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集の挨拶といたします。

初めに、美郷町観光協会に派遣している町職員が「長者の山全国大会」の会計処理において93万8,422円を私的流用していたことがわかりました。2月19日「長者の山全国大会」会計について支払い遅延があると情報があり、同日、観光協会からの依頼を受け、その内容について確認したところ、私的に流用したことを認め、不正行為の事実が明らかになりました。

なお、2月27日に職員は着服した全額を弁済しております。

今後、今回の不祥事に関する職員の処分について、職員事故審査会に諮問し、厳正に対処いたします。

今回の職員の行為は公務員としての自覚が欠落し、町への信頼を失墜させる行為であります。町民の皆様及び議員の皆様に心からおわび申し上げます。町としましては、今回の不祥事を真摯

に受けとめ、綱紀肅正に努めるとともに、二度とこのようなことが起こらないよう全職員が公務員としての自覚をもって職務遂行に当たり、町民の皆様への信頼回復に努めてまいります。

次に、第2次美郷町総合計画における「リーディングプロジェクト」についてご報告いたします。

1つ目は「活力創出プロジェクト」についてですが、地方創生事業による起業者等総合支援事業の活用件数は、完了済みが3件、完了見込みが2件となっており、その内訳は美容室が2件、漆器製作工房兼店舗が1件、ピアノ教室が1件、飲食店が1件の計5件となっております。今後も起業者への支援により新たな雇用の創出や地域経済の活性化に取り組んでまいります。

2つ目は「交流促進プロジェクト」についてですが、日本航空との連携協力協定に基づき、1月28日、日本航空秋田支店の社員を講師にお招きし、「JAL折り紙ヒコーキ教室」を開催いたしました。町内3つの認定こども園の5歳児約130人が参加し、よく飛ぶ紙飛行機づくりにチャレンジしました。

また、2月13日・14日にJAL地域貢献活動ウインターキャンプ「鶴の恩返し・in・MISATO」を開催し、日本航空社員16人が来町しました。介護保険施設・さくらケアセンターでミニ運動会を行ったほか、地域伝統行事の「六郷のカマクラ」の天筆プロジェクトや鳥追い小屋づくりにも参加し、地域住民との交流を深めました。

また、滞在型観光の創出に向け、温泉宿泊施設の活用等についてのワークショップを開催し、その中でいただいた意見を参考に、今後の旅行商品の開発などにご協力いただくこととしております。

さらに、2月15日・16日には東京都大田区職員3人、長野県東御市職員4人が来町し、次年度事業に向けた打ち合わせや事務事業の研修を行いました。今後も両自治体との相互交流を推進し、町の産業振興、観光PR、交流人口の増加につなげてまいります。

次に、この冬の降雪等の状況についてですが、町内6カ所の観測地点の平均積雪量は2月17日の96.3センチメートルが最大で、降雪・積雪とも比較的落ちついた状況で推移いたしました。

早朝一斉除雪の出動回数は、12月が4回、1月が11回、2月が10回で計25回となっており、昨年同時期と比べ、9回の減となっております。また、2月末現在の雪に関する事故については、重傷者が3人、軽傷者が1人の報告を受けております。

次に、平成21年度から事業開始しております美郷町予約制乗合タクシーについてですが、平成26年11月の改正地域公共交通活性化再生法の施行を受けて美郷町地域公共交通網形成計画を平成28年2月22日付で策定しました。この計画の実施期間は平成28年4月1日から平成34年3月31日

までの6年間となります。この計画策定とあわせて予約制乗合タクシーについては、利用者の利便性向上を目的にタクシー業者による運行実施区域の撤廃や予約時間の変更等を4月1日から行います。

これらの内容については、広報等を通じて周知するとともに今後も地域公共交通のあり方について検討を重ねてまいります。

次に、各課の個別の取り組みについてご報告いたします。

初めに、企画財政課関係ですが、ふるさと美郷応援寄附金については、今年度よりクレジットカードによる納付を可能にいたしました。2月末現在の寄附の状況は、件数が対前年比44件増の93件、寄附金額は230万1,900円増の531万9,000円となっており、クレジットカード収納を利用された方は93件中44件となっております。今後もこれからの美郷町を担う子どもたちの育成等に寄附金を活用させていただきたいと思っております。

住民生活課関係ですが、1月12日、六郷地区で発生した火災では住宅3棟が全焼し、1棟に損壊の被害が出たほか、火元となったお二人が亡くなられるという痛ましい結果となりました。町では被災された方の一時避難場所として六郷東根コミュニティセンターを開放したほか、町営住宅への入居のあっせんや見舞金を届けるなどして生活安定に向けた支援を行っております。また、2月10日に同じく六郷地区においてビニールハウスを焼く火災がありましたが、幸いにも大事には至りませんでした。

冬から春にかけては火災が増加傾向にあり、消防署、消防団による防火広報に一層努めてまいります。

六郷地区一般廃棄物最終処分場については、ボーリング調査のほか平成25年4月から2年半、水質検査を継続してまいりました。この間の水質に異常はなく、大仙保健所の指導のもと、平成27年9月末日に遡及し、廃止することといたしました。

商工観光交流課関係ですが、1月19日、県内市町村等で構成する秋田県企業誘致推進協議会が都内で首都圏企業懇談会を開催し、約160社へのアピールや町内進出企業5社と情報交換を行いました。

地方創生事業により、スマートフォン対応の美郷町の観光ガイドアプリケーションが完成しました。これは町内の観光スポットや飲食店などの目的地へ美郷町イメージキャラクター「美郷のミズモ」が指さしで案内をしたり、スタンプラリー機能や写真機能を搭載しており、町歩きが楽しめる内容となっております。たくさんの方々からダウンロードしていただき、美郷町のPRや滞在型観光の推進に活用してまいります。

湯とびあ雁の里温泉における源泉ふぐあいによる営業休止については、ご利用の皆さんにご不便をおかけしましたが、揚湯量が安定し、2月13日から営業を再開しております。

福祉保健課関係ですが、セルフケア推進方針に基づく健康教室は昨年7月から本年2月まで毎週開催し、延べ32回、1,708人の参加があり、健康意識の啓発が図られてきていると感じています。また、「こころの健康づくり事業」としてメンタルヘルスサポーター養成講座を開催し、今年度は17の方に修了証書を交付しました。

農政課関係ですが、平成28年産米の生産数量目標については、昨年12月25日付で県から通知があり、米の生産数量目標は2万519トン、面積換算で3,440.1ヘクタールと昨年より357トン、面積換算値で54.96ヘクタールの減となっております。町では美郷町地域農業再生協議会を1月21日に開催し、基準反収を586キログラムとし、生産数量目標の配分率58.0%、転作率42.0%で全町一律配分と決定し、農業協同組合などの認定方針作成者に2月29日付で通知し、全ての生産者に配分されております。

また、平成28年度の水田活用の直接支払交付金については、同協議会で2月29日、作物別の交付単価を協議いたしました。その内容を含め、平成28年度の農業施策に関する説明会を3月2日に開催し、国・県の施策等もあわせ、農家等へ周知を図っております。

集落営農組織や農業法人などの担い手支援活動については、今年度は新たに2法人が設立され、法人化を目指す経営体に引き続き指導及び支援をしております。また、農業実践者や専門家を講師に迎え、これからの農業経営を考えるきっかけづくりとして認定農業者や集落営農組織等を対象とした農業経営塾を7月から計5回開催し、延べ101人の方々が受講しております。

平成28年2月末現在、県の農地中間管理機構への農地の出し手は315農家、3,615筆、402.66ヘクタール、受け手は75経営体となっており、昨年度と比較し、農家数で201農家、筆数で2,869筆、面積で266.31ヘクタール、受け手数は42経営体と増加し、経営の規模拡大、農地の集団化がさらに進んでおります。

建設課関係ですが、12月から2月末までの主な工事発注状況については、道路改良等工事1件を378万円で、歩道工事2件を2,052万円で、交差点改良工事1件を1,204万2,000円で、通学路安全対策として防火水道管整備工事を183万6,000円で発注済みです。

上下水道関係では、千畑中央地区簡易水道第一配水場漏水修繕工事を945万円で、農業集落排水施設の機械器具更新工事を223万5,600円で、汚水枡設置工事2件を60万2,640円で発注済みです。

生涯学習課関係ですが、このたび文部科学大臣より優良公民館表彰をいただくこととなりました。公民館を拠点とした町民がお互いの学びを支え合う活動が評価されたものであり、生涯学習

奨励員やみさぼ一たーを初めとする関係各位に感謝申し上げます。

スポーツ振興関係では、初の試みとなる第1回ジュニアアスリートスポーツセミナーを2月14日に開催しました。小学校高学年以上を対象にした「メンタルトレーニング教室」には100人が、保護者及び指導者を対象にした「栄養指導」には30人が参加しました。また、2月27日・28日に第1回ワクアス杯フットサル大会を開催し、県内外の40チーム、438人がワクアスほか町内の宿泊施設に泊まり、交流を深めていただきました。今後もワクアスの有効活用に努めながらスポーツと交流の促進を図ってまいります。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

報告第1号「専決処分事項の報告について」ですが、器物損壊の賠償事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、ご報告するものです。

議案第9号「第2次美郷町過疎地域自立促進計画を定めることについて」ですが、現在の美郷町過疎地域自立促進計画が今年度で終了することに伴い、次期計画を策定したく、お諮りするものです。

議案第10号「美郷町犯罪被害者等見舞金支給条例の制定について」ですが、安全で安心して暮らせる町の実現を図るため、犯罪被害者等を支援するための見舞金支給条例を制定したく、お諮りするものです。

議案第11号「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ですが、地方公務員法等の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備したく、お諮りするものです。

議案第12号「学校教育法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ですが、学校教育法等の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備したく、お諮りするものです。

議案第13号「美郷町高額療養費貸付基金条例の一部改正について」ですが、高額療養費貸付申請者の減少に伴い、基金の額及び処分の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第14号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について」ですが、行政不服審査法施行令の施行に伴い、所要の規定を整備するため、お諮りするものです。

議案第15号「美郷町地域雇用創出推進基金条例の廃止について」ですが、美郷町地域雇用創出推進基金を廃止したく、お諮りするものです。

議案第16号「美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額について」、議案第17号「美郷町下水道事業特別会計への繰入額について」及び議案第18号「美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額

について」ですが、一般会計からの繰り入れにより各事業の円滑な推進を図るため、お諮りするものです。

議案第19号「平成27年度美郷町一般会計補正予算第9号」についてですが、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金の増額、機構集積協力金の増額、繰り上げ償還元金の追加、その他事業実績及び実績見込みによる各事務事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正等について、お諮りするものです。

議案第20号「平成27年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号」、議案第21号「平成27年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第6号」、議案第22号「平成27年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第5号」、議案第23号「平成27年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号」及び議案第24号「平成27年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号」についてですが、実績見込みによる歳入歳出予算の補正等について、お諮りするものです。

なお、議案第25号から議案第30号までの平成28年度一般会計予算及び各特別会計予算については平成28年度施政方針で詳細を申し述べますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては、各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶といたします。

引き続き本定例会においてご審議いただきます諸議案のご説明に先立ち、平成28年度の町政運営に関する基本的な考えを申し述べ、あわせて予算案の編成方針及び概要についてご説明申し上げます。

美郷町は平成27年度からスタートした第2次美郷町総合計画に基づき、諸般の施策を計画的に取り組む認識のもと、まちづくりを進めてきておりますが、加えて平成27年度が地方創生元年と位置づけられたことにより、10月には美郷版総合戦略を策定し、国の平成26年度補正予算に係る先行型事業をあわせ、広く定住人口及び交流人口の拡大等に資する施策も積極的に展開してきているところです。

また、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けた国内機運が高まる中、ことし1月には秋田県並びに当町がタイ王国のホストタウンとして認定され、バドミントン競技を通じたタイ王国との交流に今まで以上に取り組める環境になるなど海外との交流拡大にも弾みがついたところです。この間、町民各位並びに議員各位には温かいご理解とご協力をいただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

しかし、昨年実施された国勢調査人口の速報値によりますと当町の人口は2万280人と5年前の

調査から約1,400人程度減少し、改めて日本全体の潮流である人口減少社会を肌で感ずるところです。こうした状況においても「豊かさを実感できるまち・美郷」の実現により町民一人ひとりがわがまち美郷に、さらに誇りを持てる町となるよう今後も着実な取り組みを進めてまいりたいと考えているところです。

一方、昨年はT P Pの大筋合意や東南アジア諸国連合経済協力体の発足などグローバル化が加速する社会情勢の大きな変化がありました。政府はこうした変化を受けとめ、地域経済に人材と資金を呼び込む生産性の高い活力にあふれた産業を形成し、若者や女性、働き盛りの世代にとって魅力のある職場を生み出すことを目的に策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略の改定に際して名目G D P 600兆円の実現、希望出生率1.8、介護離職ゼロを対策の柱とした1億総活躍社会の実現を図ることとし、地方に海外からの投資や人材を呼び込み、新たな市場開拓や産業創出等を通じた地方創生の好循環を加速させたいとしたところです。

美郷町としては、こうした国の政策の動向も注視するとともに冷静に受けとめ、第2次美郷町総合計画との整合に留意しながら国や県の方針も踏まえた整合的な施策の展開に努めてまいりたいと存じます。

こうした状況を踏まえた上での平成28年度予算案の概要についてですが、一般会計予算案は110億3,588万3,000円で平成27年度と比較し、3.1%の増加となりました。

まず、歳入について申し上げます。

町民税については、27年産米の概算金に伴う農業所得の増収を見込み、町民税の増額を見込んでいるほか、固定資産税、軽自動車税についても増額を見込み、計上しております。また、着実な滞納対策を行いながら公平かつ適正な課税と収納に努めます。

地方交付税については、昨年度と同様に普通交付税の一本算定に伴う減額分と地方創生に伴う増額分を合わせた結果、前年度を下回るものと見込んで計上しております。

町債については、過疎対策事業債と合併特例債を事業により選択するとともにプライマリーバランスに留意し、起債額が償還元金総額を上回らないように配慮したほか、繰入金については公共施設整備基金や振興基金の取り崩し可能額を優先して繰り入れ、後年度の多様な財政需要に応えられるよう財政調整基金からの繰り入れを控えております。

続いて、歳出について申し上げます。

美郷版総合戦略を含む第2次美郷町総合計画の着実な推進のため財源の重点配分を行い、めり張りのある予算編成に努めております。経常的経費については、平成26年度からの財政健全化の取り組みを引き続き実施し、物品購入費の抑制に加え、役務費、委託料、使用料及び賃借料につ

いて26年度決算ベースのマイナス5%をルールとし、予算編成を行っております。一方、政策的経費は重点的に取り組む施策について積極的に財源を配分しております。

特別会計については、国・県の制度改革による情報を的確に捉え、受益者負担の原則にのっとり、適正な予算計上に努めました。

国民健康保険特別会計は国保財政の安定化や保険税の平準化を目的とした保険財政共同安定化事業の前年度実績に基づいた交付金・拠出金の減額、国民健康保険被保険者数の減少に伴う保険給付費等を参酌し、対前年比で減額となりました。

また、簡易水道事業特別会計については、引き続き安全で安定した水道水の供給を推進するための予算配分を行っております。

各特別会計の予算案は、それぞれ平成27年度と比較し、国民健康保険特別会計が30億536万7,000円で6.2%の減、簡易水道事業特別会計が9億7,841万1,000円で10.3%の増、下水道事業特別会計が1億9,710万8,000円で0.3%の減、農業集落排水事業特別会計が1億9,690万9,000円で5.0%の減、後期高齢者医療特別会計が1億8,606万円で3.7%の増となりました。

次に、第2次美郷町総合計画に定めるまちづくりの8つの目標の主な取り組みについて申し上げます。

「快適さを実感できるまち」についてですが、道路整備は測量調査4路線、改良舗装工事7路線、歩道整備工事3路線、交差点改良工事1路線、橋梁補修工事1橋を実施するほか、町内一円を対象に橋梁点検調査を実施します。また、交通安全施設整備として防犯灯のLED化とカーブミラー設置を計画的に実施し、六郷中央地区の歩行者の安全確保のためグリーンベルトの設置と防火水道管の更新を進めてまいります。道路維持については、舗装工事1路線、舗装補修工事10路線、橋梁維持補修工事2橋のほか転落防止柵等安全施設の設置・更新を実施し、道路環境の改善を促進してまいります。

河川維持については、昨年溢水被害のあった大台川の堤防保全工事を実施します。

除雪対策については、老朽化した除雪機械2台を更新し、機動力のある除雪体制を整えてまいります。

住環境の向上については住宅リフォーム支援策を、水環境の向上については合併浄化槽の整備に対する支援策を、引き続き講じてまいります。

簡易水道事業についてですが、簡易水道統一料金に向けた段階的措置の2年目でありますので、引き続き利用者の皆様への周知を実施し、万全を期してまいります。さらに、各簡易水道事業を統合し、上水道事業化を図り、健全運営に努めるとともに引き続き安全な水道水を安定供給する

ため千畑中央地区の本堂城回字館間及び土崎字厨川等の未普及地域に配水管布設工事を、六郷畑屋地区の配水管更新工事を、仙南中央地区及び仙南東部地区の紫外線処理施設設置工事をそれぞれ実施いたします。

下水道事業と農業集落排水事業についてですが、適正な施設運営に努めながら加入率アップのため未接続者に対してトイレの水洗化と生活雑排水の浄化について啓蒙を行い、接続促進を図ってまいります。

「豊かな環境がひろがるまち」についてですが、環境保全については、前年度に引き続き古布回収を4回実施するほか、新たに環境に有害な水銀を含むおそれのある蛍光灯、乾電池、ボタン型電池等の回収を試験的に実施するための必要経費を計上いたしました。

また、水資源を育む水源涵養林の保全等を目的に植樹事業を継続するほか、水環境保全に取り組む団体の活動や本町の取り組みを全国に紹介する機会として「湧水保全フォーラム全国大会」を平成28年7月に開催することとしております。

「豊かな心で健やかに過ごせるまち」についてですが、平成26年度に策定した美郷町セルフケア推進方針に基づき、医療費の増加に影響が大きいとされている高血圧症などの生活習慣病の予防対策として運動習慣の意識づけや食生活の改善を中心に、従前以上に事業展開してまいります。

また、国保特別会計分として特定健診受診者の保健指導の充実と特定保健指導の未利用者対策、医療機関受診判定値を超えている方々への勧奨対策などを実施してまいります。

軽度生活援助事業としては、雪おろしをすることが困難な高齢者世帯に対して新たに費用の一部を助成することとし、冬期間に安心して生活ができるよう経済的負担の軽減を図ってまいります。

地域包括ケア体制については、高齢者を地域で支える体制の構築や高齢者の社会参加、介護予防に向けた取り組み、在宅生活を支える医療と介護の連携等が急務であり、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター等を配置する予算を計上しております。また、認知症に対する対応策の充実として新たに認知症早期発見タブレット3台を設置し、早期発見等に努めてまいります。

インフルエンザ予防接種助成事業については、平成27年度からインフルエンザワクチンが値上がりとなったことから重症化の予防と住民負担の軽減を図るため助成額の増額を行ってまいります。

また、地方創生関連事業としては、安心して結婚・妊娠・出産・子育てができるよう子育て世帯への経済的負担軽減を図ることを目的に中学生までの医療費の無料化を実施いたします。さら

には不妊等の治療の助成制度を拡充するとともに3世代同居奨励支援事業、出産育児型雇用継続支援事業などを実施してまいります。

「豊かで活力を生み育むまち」についてですが、学校の施設整備では千畑小学校体育館屋根改修工事、六郷小学校アリーナ改修工事、仙南小学校屋根改修工事等を実施し、学校施設の長寿命化を図るほか、スクールバス2台を更新し、さらには児童生徒の乗車マナーと運転手の安全意識の向上のための啓発を行ってまいります。

学力向上対策事業については、小・中学生の学力向上に向けて大学教授の指導による授業研究会を実施するなど、授業力向上に資する取り組みを充実します。

子どもの感性・創造力育成事業としては、引き続きふるさと納税で頂戴した財源を基本にほんものの芸術に触れる機会を設けてまいります。

また、子どもふるさと交流支援事業については、子どもたちの体験を豊かにし、人間関係を形成する力を高めるために宿泊体験活動や学校間交流を推進してまいります。このうち、学校間交流では友好都市である大田区での美郷中による交流活動や40周年を迎える千畑小と御田小との児童相互訪問、仙南小と千駄木小との交流などを行い、「ふるさと美郷のよさ」を発信してまいります。

また、芸術文化に触れる機会としては、書道家金澤翔子さんの展覧会を学友館で開催するほか、母親であり書道の師でもある金澤泰子さんの講演会を美郷中学校で開催いたします。

歴史文化事業ですが、本町の歴史や文化に対する理解を深めるとともに交流人口拡大の拠点施設として活用するため、佐藤 章生家の蔵移築事業に着手するほか、坂本東嶽邸の離れや蔵などの整備について準備を進めてまいります。

スポーツ振興事業では、9月に開催されるスポーツマスターズ秋田大会の成功に向けて取り組みを強化してまいります。また、2020東京オリンピック・パラリンピックの合宿誘致活動も本格化いたしますが、秋田県と連携し、その実現に向けて取り組んでまいります。加えて、生涯学習施設並びにスポーツ施設を安全かつ快適にご利用いただくため、公民館ホールの大規模改修、中央体育館のアリーナ改修及び屋根塗装工事等を実施してまいります。

地方創生関連事業としては、新たにふるさと教育・キャリア教育支援員を1名配置し、小・中学校の授業や子どもたちの活動を支援します。また、ふるさと教育やキャリア教育の学習成果を高めるために町全体の指導計画を策定するとともに映像資料と冊子の作成に取り組みます。

このほか、成人教育分野では美郷カレッジを引き続き開催するほか、国際教育の推進については異文化に対する興味・関心を高め、語学力の向上を目指すため国内英語研修専門機関のプログ

ラム参加に支援策を講じるとともに協定大学との連携による取り組みを充実させるなどして、その推進を図ってまいります。

「交流でにぎわいと笑顔あふれるまち」についてですが、各界でご活躍されております美郷大使より町の風土や魅力、観光資源等を広く情報発信いただくとともに地域振興に対するご意見などを提供いただくため大使によるパネルディスカッションを4月に開催してまいります。

観光・交流の充実としては、交流人口の拡大に資するよう引き続き自治体連携を促進するほか、日本航空を初めとした協定企業との交流を推進してまいります。特に日本航空とは滞在型観光を推進するため広域観光ルートの構築に向けて県・隣接自治体と連携して事業展開し、観光客の誘客を図ってまいります。

東京都大田区との連携については、大田区六郷自治会との交流を基幹としながら保護者参加型の子どもガーデンパーティー関連事業を継続実施し、さらなる交流促進を図ってまいります。また、防災協定を締結している長野県東御市との交流については、相互の特産品取り扱いの拡充を通して交流を深めるほか、北海道中富良野町とはラベンダー関連の特産品調査などを通じて交流を深め、協定をもとに相互に応援しあえる体制を整えてまいります。

移住・定住の推進については、若者定住促進奨励金制度を継続実施するほか、地方創生関連事業として移住・仕事支援総合窓口設置事業である「美郷暮らしサポートセンター」の機能充実により移住希望者等のニーズに即した支援を行い、移住・定住者の増加に向けて取り組んでまいります。

「活力と働くよろこびが満ちるまち」のうち、町の基幹産業である農業の振興については、平成26年度から取り組んでいる生薬原料となるカンゾウとエイジツの試験栽培の継続に加え、キキョウの本格栽培に向けた生産体制を整えるとともに地方創生関連事業の中で生薬の本格栽培に向け、定植・収穫・加工等を共同で行うための生産組織を立ち上げます。

なお、旧千畑南小学校のグラウンド敷地に“生薬の里 美郷”のシンボルとして「平場の森」を整備してまいりましたが、平成28年度の施設整備工事をもって整備事業の終了を予定してまいります。

新規就農者や認定農業者、地域の中心経営体等で経営発展を目指す農業者に対しては、多様な経営体の育成・確保を図るため、農業用機械や園芸用パイプハウス等の導入支援を拡充します。

また、農業実践者や専門家を講師として招き、これからの農業経営を考えるきっかけづくりとして認定農業者や若手農業者、農業法人等を対象とした農業経営塾を開催するほか、農業法人の育成や農地集積・集約化に協力する農地の出し手農家への支援策を引き続き実施してまいります。

基盤整備事業の推進については、本堂城回地区、大畑地区への支援を継続するほか、新規に金沢地区の支援を実施してまいります。また、新規採択希望地域については、畑屋中央地区、鑓田、南谷地地区の調査計画費について支援を実施してまいります。

このほか農業振興に係る地方創生関連事業として、新規就農する農業者の経営・技術サポート支援、新規参入する若者の農地借り上げ代や家賃補助による就農定着支援や研修施設受け入れ負担金の支援など農業従事者として自立できる生活基盤を整えます。

工業の振興ですが、昨年12月に制定した美郷町中小企業振興条例に基づき、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、本町経済の持続的な発展を目指してまいります。具体的には、企業の積極的な設備投資を促進するため、奨励金の交付を継続していくほか、中小企業の経営安定を図るため町の融資制度を活用した中小企業に対する利子補給などの支援を引き続き実施してまいります。また、工業振興に係る地方創生関連事業としては企業紹介型企業誘致サポート事業の継続実施により企業誘致の実現を目指してまいります。

商業の振興については、空き店舗等活用への助成、創業に要する費用や新たな雇用が見込まれる事業所の新設・増設に対する奨励金制度を継続してまいります。

さらに、美郷ブランド開発・販売推進として美郷雪華関連商品の開発、町産品のブラッシュアップに対する支援をさらに進め、美郷町産品のブランド化により好循環を生み出しながら持続的な地域経済の活性化を図ってまいります。

労働雇用対策の充実については、正規雇用者育成支援事業の支援内容を拡充し、雇用の創出を促すとともに技術取得に係る就労支援事業を継続実施し、人材育成に取り組んでまいります。

「快適で安全・安心に暮らせるまち」についてですが、先ほど快適さを実感できるまちで述べたとおり、防犯灯のLED化やカーブミラーの設置、六郷地区の防火水道管の更新を進めるほか、耐用年数を超えた消防用小型ポンプ3台を更新します。また、消防団活動の一層の活発化を期すため消防団員活動服を一新いたします。

さらに、地方創生関連事業として、防災情報の確実な伝達を目的に、3年間の計画で全世帯に防災緊急告知ラジオを設置することとしており、初年度は土砂災害危険地域、過去に浸水被害があった地域や公的施設に2,220台分を設置してまいります。

「安定した行政経営のまち」についてですが、国により策定が要請されている公共施設等総合管理計画について、本年度整備される予定の固定資産台帳や各種データをもとに計画的に作業を進め、28年度中に策定してまいります。

職員の人事評価については、地方公務員法の改正により平成28年4月より職員の能力と実績に

基づく人事管理の徹底が求められており、既の実施している人事評価制度や目標管理制度を基本としながら人材育成や職員の処遇反映への基礎として活用する新たな人事評価制度を実施してまいります。また、新たに全職員を対象にメンタルヘルスを健全に保つことを目的にストレスチェックを実施し、心身の健康管理と適切な業務推進に努めてまいります。

加えて、行政手続オンライン化を推進するため、平成28年10月からインターネットを利用した電子入札システムを導入し、入札業務の効率化と透明性を図ってまいります。

以上、平成28年度における町政推進の基本的な考え方や主な施策の概要について申し上げます。

平成28年度は、地方交付税漸減期間の2年目であるとともに国の交付金の有無は別にして、人口減少への対応をその中核に据えている地方創生の取り組みの実質2年目であることを深く認識し、これまでと同様、私を含む全役場職員が共通の理想を見据えるとともに各般の取り巻く環境の変化に臨機応変に対応していく柔軟性と感受性を大切にしながら、現実の課題を正確に共有し、施策のありようや展開の仕方を深慮し、適切に実践していく意識と姿勢を大切にしていきたいと思います。

美郷町は、もはや合併後ではないとの認識を強く持ち、誇れる美郷町との認識を一層深められるよう、平成28年度の町政推進に臨んでまいり所存ですので、町民各位には何とぞご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げますとともに、議員各位には大所高所からのご指導を引き続きいただけますようお願い申し上げます、施政方針といたします。

◎陳情第1号の上程、委員会付託

○議長（高橋 猛君） 日程第5、陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第1号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎陳情第2号の上程、委員会付託

○議長（高橋 猛君） 日程第6、陳情第2号 労働時間と解雇の規制強化を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第2号については産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎陳情第3号の上程、委員会付託

○議長（高橋 猛君） 日程第7、陳情第3号 全国一律最低賃金制度の実現をはじめ最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第3号については産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎同意第4号の上程、委員会付託

○議長（高橋 猛君） 日程第8、陳情第4号 「平和安全保障関連法」の廃止を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第4号については総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第9、報告第1号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。
議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 報告第1号についてご説明いたします。2ページ、専決第2号 専決処分書をお願いします。

1月3日に美郷町金沢西根字下万願寺において発生した物損事故について、2月3日に示談が成立し、2月8日に専決処分をしたので報告するものでございます。

相手方は秋田市山王5丁目15番6号・東北電力株式会社様で、事故の概要は町臨時職員運転の除雪ドーザが町道下万願寺・西今泉線を除雪中金沢西根字下万願寺地内にある電柱に接触し、電柱を破損させたものでございます。

3の損害賠償額及び和解の要旨に記載の内容で示談が成立しております。

損害額につきましては、自動車損害共済事業から全額支払われます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで報告第1号の説明が終わりました。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第10、議案第9号 第2次美郷町過疎地域自立促進計画を定めることについてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（本間和彦君） 議案第9号 第2次美郷町過疎地域自立促進計画を定めることについてを、ご説明いたします。

提案理由でございますが、現在の美郷町過疎地域自立促進計画は今年度末をもって計画期間が終了となることから、次期計画を定めたく過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき提案するものでございます。

議案第5ページから78ページまでが計画でございます。それでは、6ページからの目次をござら

んいただきます。

今計画は県の過疎地域自立促進方針との整合性を図るなどの調整をしておこなって、第1章には基本的な事項として町の概況、行財政の状況や自立促進の基本方針等を定めておこなっています。

まちづくりの基本方針としましては、第2次美郷町総合計画におけるまちづくりの将来像の実現に向け、同計画の基本構想に定めるまちづくりの8つの目標を掲げておこなっています。

第2章から第10章までは各分野ごとの方針、現況と問題点、対策及び計画を記載しておこなっています。説明は以上でおこなっています。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第9号の説明が終わりました。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第11、議案第10号 美郷町犯罪被害者等見舞金支給条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小原隆昇君） 議案第10号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、安全で安心して暮らせる町の実現を図るため犯罪被害者等を支援するための条例を制定しようとするものでございます。

条例案の内容でございますが、議案80ページ別紙をお開きいただきます。

第1条は目的でございます。みずからの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず犯罪行為により生命身体を害する被害に遭われた方等に見舞金を支給し、被害の軽減を図ることを目的としてございます。

第2条は用語の定義ですが、第1項におきまして犯罪被害を定義しており、過失による行為等を除いてございますので、交通事故等によるものは除かれるものでございます。

第3条、第4条及び第5条では見舞金の支給根拠、種類、支給の範囲及び順位を規定してございます。

第6条では支給しない場合として被害者と加害者に親族関係がある場合、被害者が犯罪行為を誘発した場合、被害者と加害者間に何らかの関係があり、社会通念上支給が適切でない場合の3点を掲げてございます。

次のページにまいりまして、第7条では遺族見舞金として30万円、障害見舞金として10万円を

定めてございます。

第8条以降第13条までは事務手続等を定めており、第14条の規定により申請書様式等の詳細につきましては規則により定めることとしてございます。

附則では施行期日を本年4月1日からとし、この日以後の犯罪行為による被害について適用するということとしてございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第10号の説明が終わりました。

ここで10分間休憩します。

（午前10時59分）

（午前11時09分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第12、議案第11号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第11号についてご説明いたします。

提案理由ですが、平成26年5月に地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員法の一部改正が平成28年4月より実施されることになり、関係条例であります美郷町一般職の職員の給与に関する条例と美郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定を整備整理する必要性が生じたため提案するものでございます。改正条文は86ページ、87ページでございますが、新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集1ページをお開き願います。

第1条による改正（美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）であります。給料表の第3条ですが、これまでは級別職務分類表について規則で定めておりましたが、地方公務員法の改正により地方公務員給与における職務級の原則を一層徹底させる観点から条例化するものでございます。改正内容は字句の変更及び下段の別表第2を追加するものであります。

なお、別表第2の職務表の内容については、これまでの規則と変わりはありません。

次に、第2条による改正（美郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）であります。

報告事項の第3条ですが、2ページをお願いします。字句の修正及び各号の職員の人事評価の状況、職員の休業の状況、職員の退職管理の状況を追加するものでございます。これは地方公務員法の人事行政の運営等の状況の公表の条項に沿った改正であります。

この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第11号の説明が終わりました。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第13、議案第12号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第12号についてご説明いたします。

提案理由の主な内容ですが、平成27年6月に学校教育法等の一部を改正する法律が公布され、平成28年4月より施行されることから、関連する10本の条例について規定を整備整理する必要性が生じたため提案するものでございます。

10本の条例は美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、美郷町体育館使用料徴収条例、美郷町武道館使用料徴収条例、美郷町雁の里山本公園設置条例、美郷町特定地区公園条例、美郷町六郷温泉施設の設置及び管理に関する条例、美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例、美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する条例、美郷町湯とびあ雁の里温泉設置条例、美郷町宿泊交流館の設置及び管理に関する条例であります。

学校教育法の一部改正の内容ですが、学校の定義に「義務教育学校」が追加されたことなどあります。

改正条文は90ページから93ページでございますが、新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集3ページをお開き願います。

第1条による改正（美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）であります。

第1条は地方公務員法の改正に伴う引用条文の改正です。第8条の2第1項第2号については、早出遅出勤務ができる職員として小学校に就学している子を養育している職員を規定しておりますが、今回の学校教育法の改正で小中一貫教育を行う学校として義務教育学校が制度化されたこと、及び人事院規則の改正によりまして特別支援学校の小学部が追加されたことによる改正であります。

第2条から9ページの第10条までについてはそれぞれ美郷町体育館、武道館、雁の里山本公園、大台野広場のグラウンド・ゴルフ場、プールパークみさと、六郷温泉、千畑複合温泉、あったか山グリーンパーク、湯とぴあ雁の里温泉、宿泊交流館における利用料金の小学校・中学校の定義として、それぞれに義務教育学校及び特別支援学校を追加することによる改正であります。

この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第12号の説明が終わりました。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第14、議案第13号 美郷町高額療養費貸付基金条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） 議案第13号 高額療養費貸付基金条例の一部改正についての提案理由について説明いたします。

平成24年度の制度改正により導入されました限度額認定証の周知が浸透したことによりまして高額療養費の貸付申請者が減少しているため基金の額及び処分の規定を改正したく提案するものであります。

説明のほうは新旧対照表で行いたいと思いますので、議案資料集10ページのほうをお開きください。

第2条にて基金の額を2,400万円とあるのを400万円としております。

第10条第1項に経済事情等の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足分の財源に充てるときの一号を加えて2号としております。

施行は公布の日からとしております。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第13号の説明が終わりました。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第15、議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（藤田信晴君） 議案第14号についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、行政不服審査法施行令が平成27年11月26日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、美郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正したく、平成27年12月定例会で議決いただいた行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてお諮りするものでございます。

改正条文は98ページ・99ページでございますが、議案資料集の新旧対照表にてご説明申し上げます。議案資料集11ページをお願いいたします。

第4条第2項第1号及び第2号は審査申出書に居所を記載させる規定及び審査の申し出に係る処分の内容を記載させる規定を追加してございます。

第3項は法人や団体から審査の申し出または代理人のよる審査の申し出をする場合の資格確認のための添付書類について行政不服審査法施行令に規定されたため改正するものでございます。

第6項は審査申出人が、その資格を失った場合の届け出について規定してございます。

第6条第2項は弁明書の副本及び概要書の送付について、ただし書き以下を削除するものでございます。

第4項は審査申出人から弁明書に対する反論書の提出があった場合、町長に対して送付することについて新たに規定したものでございます。

続いて12ページ、第11条でございますが、審査の決定書の作成について記載事項及び委員の記名押印について、新たに規定したものでございます。

議案99ページに戻っていただき、附則でございますが、本条例は公布の日から施行することを規定してございます。以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第14号の説明が終わりました。

◎議案第15号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第16、議案第15号 美郷町地域雇用創出推進基金条例の廃止について
を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（本間和彦君） 議案第15号 美郷町地域雇用創出推進基金条例の廃止についてを
ご説明いたします。

提案理由でございますが、本基金は平成21年度の普通交付税の基準財政需要額の算定費目に特別枠として地域雇用創出推進費が措置され、国からの指示により、その相当額を基金として積み立て、以降の地域雇用創出の推進に係る取り組みの財源として活用する目的で設置したものでございます。本基金は今年度予算で全額の事業充当となることから条例を廃止するものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第15号の説明が終わりました。

◎議案第16号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第17、議案第16号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額について
を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第16号についてご説明いたします。

提案理由ですが、これまでの簡易水道事業に要した起債の償還などに充てるため平成28年度予算におきまして2億4,000万円以内を一般会計から簡易水道事業特別会計へ繰り入れしまして簡易水道事業の円滑な推進を図るものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第16号の説明が終わりました。

◎議案第17号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第18、議案第17号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第17号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、これまでの下水道事業に要した起債の償還などに充てるため平成28年度予算におきまして1億3,000万円以内を一般会計から下水道事業特別会計へ繰り入れし、下水道事業の円滑な推進を図るものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第17号の説明が終わりました。

◎議案第18号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第19、議案第18号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第18号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、これまでの農業集落排水事業に要しました起債の償還などに充てるため平成28年度予算におきまして1億1,000万円以内を一般会計から農業集落排水事業特別会計へ繰り入れし、事業の円滑な推進を図るものでございます。説明は、以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第18号の説明が終わりました。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第20、議案第19号 平成27年度美郷町一般会計補正予算第9号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願いま

す。

○企画財政課長（本間和彦君） 議案第19号について、ご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額に4,550万2,000円を追加する件、繰越明許費7件の設定及び地方債の補正4件でございます。

初めに、第2表繰越明許費からご説明いたします。114ページをお願いいたします。

まずは、3款1項低所得の高齢者向け給付金でございますが、事業の財源100%を国庫負担金として今年度の補正予算にて予算措置してございますが、次年度支出が見込まれる電算保守委託料につきまして繰り越しするものでございます。

続きまして、6款1項農業基盤整備促進事業費補助金でございますが、当該補助事業実施者の決定が今年度後半がずれ込んだことなどから年度内の事業完了が見込めないため次年度に繰り越しするものでございます。

続きまして、8款2項社会資本整備総合交付金事業の3件でございますが、用地交渉、補償交渉及び河川占用手続等に時間を要するなど工事の年度内完了が見込めないため次年度に繰り越しするものでございます。

続きまして、8款6項耐震診断・耐震改修費補助金でございますが、一部補助金の申請者につきまして関連工事に係る設計等に時間を要し、年度内の工事完了が見込めないため次年度に繰り越しするものでございます。

最後に、11款2項公共土木施設災害復旧事業（真昼岳線）でございますが、災害箇所の降雪状況等により施工時期がことし4月以降となることなどから次年度に繰り越しするものでございます。

続きまして115ページ、第3表地方債補正を説明いたします。

地方債の変更につきましては、充当する事業の事業費の確定等により起債額を調整するものでございまして、合併特例債につきましては、2,450万円の減額、過疎対策事業債につきましては1,270万円の増額、緊急防災・減災事業債につきましては670万円の減額、災害復旧事業債につきましては300万円の減額で、それぞれ限度額を補正するものでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

今回の補正予算の歳入につきましては、年度末を迎え、事務事業の完了や完了見込みを受けまして使用料等収入の増減や補助金等の財源の補正が多く含まれてございます。こうした実績によるですとか、実績見込みによるなどの理由での増減につきましては、特別説明を必要とする部分以外は省略をさせていただきます、それ以外の項目につきまして順次説明をさせていただきます。

いと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、120ページ・121ページをお願ひいたします。

9款1項1目地方交付税でございますが、今回の補正財源として普通交付税を充当するものでございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 中段の12款1項3目1節環境衛生使用料でございますが、斎場使用料につきまして年度内の利用見込みにより増額をお願ひするものでございます。

なお、同額を歳出にも計上してございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 1ページめくっていただきまして、122・123ページ中段をごらんください。

13款1項1目2節の障害者福祉費負担金ですが、透析医療に係る自立支援給付費の国庫負担分2分の1を計上しております。

○住民生活課長（小原隆昇君） 下から2行目でございます。2項1目1節総務費補助金のうち個人番号カード関連事務補助金でございますが、国から増額の内示がございまして増額をお願ひするものでございます。

○教育総務課長（高橋 潔君） 続きまして、2目2節保育緊急確保事業費補助金でございますが、本年度からこども園関係事業が子ども・子育て支援制度に移行したことによりまして国と県の補助事業が整理統合されたことや事業費負担の移動等により国庫補助金が増額されたものでございます。

○総務課長（高橋 薫君） 次のページでございます。4目1節林業費補助金ですが、湯尻竜川地区の森林環境保全整備事業で作業道の延長を減少したことによる事業量の減によるものでございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 続きまして、14款1項1目2節の障害者福祉費負担金ですが、先ほどの透析医療に係る分の県負担分4分の1を計上しております。

○教育総務課長（高橋 潔君） 126ページ・127ページをお願ひします。

2項2目3節児童福祉費補助金でございますが、これも子ども園関係事業が子ども・子育て支援制度に移行したことによりまして補助事業の整理統合されたことや事業費の移動等によりまして県補助金を減額するものでございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 同じページ、126ページ・127ページ下段をごらんいただきます。

最初に、農林漁業振興臨時対策基金事業費補助金であります。これは平成26年度の国の追加補正予算で27年度に繰り越したことによる減額でございます。それから、下段のほうにあります経

営体育成事業費補助金であります。これも同じように平成26年の国の追加補正で27年度に繰り越しになったことによる減額でございます。それから、下から2行目であります。2段目であります。機構集積協力金であります。この増額については、本堂城回地区並びに大畑地区の圃場整備完了見込みによります地域農業集積の協力金また農業生産法人への集積をするための経営転換協力金による面積増による増額でございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、130ページ・131ページをお願いいたします。

ページの中段でございますが、15款1項2目利子及び配当金でございますが、各基金の利子につきまして決算見込みにより現計予算を調整するものでございます。現在の当該基金の定期預金利子は0.025%から0.155%でございます。

○総務課長（高橋 薫君） 下段であります。2項1目1節の土地売払収入は売却実績による減額、立木売払収入は湯尻竜川地区の搬出間伐材売却実績による増額でございます。

次のページをお願いします。上段でございます。

2目1節物品売払収入は除雪ドーザ、公用車などの売り払い収入の実績によるものでございます。

16款1項1項1目の一般寄附金については、1社、1団体、1法人からの寄附分でございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、2目指定寄附金でございますが、ふるさと美郷応援寄附金につきまして、1月末日までの累計92件分でございます。昨年度同期の比較では件数で46件、金額で140万7,000円の増となっております。

○総務課長（高橋 薫君） 下段でございます。19款5項5目1節雑入のところでございます。下から3行目でございます。保険料受入金は公用車廃車による自動車共済の解約金や旧小中学校の民間貸し付けによる建物共済掛け金の受け入れ分でございます。保険金受け入れ金は総合賠償保険金1件と建物災害共済金3件でございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして134ページ・135ページをお願いいたします。20款町債でございます。1目総務債から11目災害復旧債でございますが、充当する事業につきまして工事請負契約における請負差額の発生による起債対象事業費の減少によるものでございます。加えまして、サン・スポーツランド千畑プールの天井設備改修工事は1目から8目へ、中央ふれあい館整備事業は1目から3目へそれぞれ目を移動させたことによる増減も計上してございます。これらにより町債の現計予算額は6億4,000万円となり、昨年度同期との比較では780万円、1.2%の減となっております。

歳入は、以上でございます。

○総務課長（高橋 薫君） 次のページをお願いします。歳出ですが、初めに各款項目の1節・2節・4節の人件費について、一括して説明いたします。

今回の人件費の補正は特別職である各種委員が減員したことと委員会開催日数の実績による減額するものでございます。また、一般職については育児休業取得などによる不用額をそれぞれ減額調整するものであります。人件費の概要につきましては、188ページからの給与費明細書に記載してございますので、ごらん願いたいと思います。

まず、特別職ですが、1節の報酬が115万8,000円の減額、189ページの一般職ですが、2節の給料が346万円、4節の共済費が313万9,000円のそれぞれ減額となっております。

人件費の概要は、以上でございます。

申しわけございません。また、歳出の136ページにお戻り願います。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、人件費以外の歳出における今回の補正予算についてでございますが、事務事業の完了や完了見込みによる計上が多く含まれてございます。歳入における説明と同様に特別説明を必要とする部分以外は省略をさせていただきまして、それ以外の項目につきまして順次説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、140ページ・141ページをお願いいたします。

7目電子計算費より上の部分が2款1項6目企画費でございますが、13節委託料と18節備品購入費に合わせて830万円ほどの減額を計上してございます。これは公共施設等総合管理計画の策定及び公会計整備の業務におきましてふるさと財団の研究モデル事業を活用したことや財務書類作成支援における業務委託やシステム導入において内容を精査の結果、当初予算と比較し、安価に業務推進ができたことなどによるものでございます。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 続きまして19節定住促進奨励金でございますが、当初若者定住促進奨励金を48件の交付と見込んでございました。しかし、建築完了時期が翌年度にずれ込んだ住宅が8棟ございまして、実績で40件の交付となったための減額でございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、7目電子計算費でございます。14節の事務機器借上料の減額につきましては、財政健全化の取り組みの一環としてコピー機やプリンターなどの事務機器使用料の削減に取り組んでおりますが、印刷における経費単価の安い機種へ変更するなどの取り組みの結果でございます。また、19節の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金につきましては、マイナンバー制度に係るシステム、選挙人名簿システム及び国民年金法改正に係るシステムのそれぞれの改修に要する負担金の増でございます。

○税務課長（藤田信晴君） 142ページ・143ページをお願いいたします。

下段の2項徴税費1目税務総務費ですが、歳入の県民税徴収取扱交付金の減額に伴い15万1,000円を財源補正するものでございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 144・145ページ中段の2款3項1目19節でございますが、地方公共団体システム機構への交付金でございますが、歳入でもご説明いたしましたが、国庫補助金の増額により増額するものでございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 次、1枚めくっていただきまして146・147ページ下段をごらんください。3款1項2目20節の障害者福祉費の扶助費でございますが、歳入で説明しました透析患者さんへの更生医療給付費として追加補正をしております。同じく23節償還金利子及び割引料ですが、過年度分の障害者自立支援給付費及び障害者医療費、それから障害児の通所給付費等が国の負担金が確定したことによる返還金でございます。

○教育総務課長（高橋 潔君） 150ページ・151ページをお願いいたします。中段より下、3款2項4目子育て支援費でございます。7節は放課後児童クラブ学童指導員の賃金でございますが、本年度から小学校4年生以上の高学年児童も対象としてきたところでございますが、地方創生事業との兼ね合いで指導員が競合する部分のところを調整したことにより減額するものでございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 154・155ページをお開きいただきます。下から4行目でございます。1項3目19節は広域斎場利用に係る負担金でございますが、年度内見込みによる増額をお願いするものでございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 続きまして、158ページ・159ページをお開き願います。6款1項3目農業振興費19節であります。経営体育成事業並びに農林漁業振興対策基金事業補助金であります。歳入でも説明いたしましたが、国の補正事業への移行による減額でございます。

なお、農林漁業振興対策基金事業は事業費総額1億2,300万円の事業費となっております。

次のページ、160ページ・161ページをお開きください。6款1項5目担い手対策費19節であります。機構集積協力金の増額であります。これも歳入でご説明いたしましたが、本堂城回地区及び大畑地区の圃場整備事業完了に伴います増額でございます。本堂城回地区は集積率が62.6%、大畑地区は56.0%となっております。それに伴う増額補正でございます。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 続きまして、164・165ページ中段をお願いいたします。7款1項2目商工振興費11節でございますが、中小企業振興資金、通称マルミと小口資金の申込書に不足が見込まれるため追加をお願いするものです。

○建設課長（小林宏和君） 168・169ページをお願いいたします。上から3段目です。8款2項3

目22節補償補填及び賠償金ですが、町道作山南明田地線歩道工事におきまして来年度工事の進捗を図りたく、作業小屋車庫立木等の移転補償費を補正するものでございます。この補正予算につきましては、繰り越し明許としてございます。

続きまして、170・171ページをお願いいたします。中段部分の8款6項1目19節負担金補助及び交付金でございます。住宅リフォーム補助金につきまして年明けの申し込みが5件あり補正するものでございます。今年度は最終的に120件と見込んでございます。以上でございます。

○生涯学習課長（煙山光成君） 次に、180ページ・181ページ中段、やや下をお開き願いたいと思います。

10款4項4目社会教育施設費11節印刷製本費ですが、昨年オープンしました歴史民俗資料館のパンフレット印刷代でございます。当初5,000部作成いたしましたが、入館者への配布及びPR用に公共施設等に置くなどしたところ、残部数が1,000部を切っております。早急に2,000部増刷したく、その経費をお願いするものでございます。

○教育総務課長（高橋 潔君） 184ページ・185ページ下段のほうをお願いいたします。

10款5項3目学校給食費でございます。15節工事請負費は北給食センターで貫流ボイラーが経年により熱交換に時間を要することから機能を強化するための工事費をお願いするものです。また、南給食センターでは調理室へ外気を取り入れる空調機の機能が低下しておりまして温度調整が不安定な状態となっておりますことから、自動制御盤を改修したく工事費をお願いするものでございます。いずれも給食を休止する春休み期間に工事を実施し、新年度の体制を整えたくお願いするものでございます。

○建設課長（小林宏和君） 186・187ページ上段でございます。11款2項1目公共土木施設災害復旧費でございます。これは財源補正によるものでございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、12款1項1目公債費の元金でございますが、財政健全化の取り組みの一環として後年度の財政負担の軽減のため町債の繰り上げ償還を実施するものが2億8,893万4,000円でございます。内容は、平成16年から24年の間に銀行等から借り入れたもので、借り入れ利率は1.05%から1.6%でございます。そのほかの3,939万1,000円につきましては、前年度末に繰り上げ償還した分の減額でございます。

同じく2目利子でございますが、利率変動等による減額と繰り上げ償還に伴う追加分でございます。

続きまして、13款1項1目基金費でございますが、財政調整基金及び減災基金の預金利子分が41万円、ふるさと美郷子ども育成基金の寄附金分が127万円でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第19号の説明が終わりました。

◎議案第20号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第21、議案第20号 平成27年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） それでは、議案第20号 平成27年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号について説明いたします。

概略でございますけども、歳出におきまして本年度の医療給付費が減少していることと保険財政基盤の安定のために秋田県の全保険者で賄っております共同安定化事業への拠出額が大幅に減額になったことから、歳入歳出とも減額補正をお願いするものであります。一般会計同様事業費確定によります補正分も含まれておりますので、その分は省略しますことを、どうかご理解お願いいたします。

それでは、まず歳入ですが、198ページ・199ページをお開きください。

上段から1款1項2目退職被保険者等国民健康保険税ですが、退職被保険者の減少による課税額の減額が見込まれるため減額計上しております。

3款1項1目療養給付費等負担金ですが、医療費の減額見込みによりまして国からの療養給付費、介護納付金の負担金が減額となる見込みでございます。

2目の高額療養費共同事業負担金については、高額医療費の増額が見込まれるため計上しております。

飛びます。200ページ・201ページ中段をごらんください。5款1項1目前期高齢者交付金は前期高齢者の前々年度の精算と前期高齢者納付金の額の確定によるものです。

6款1項1目県負担金は国庫負担金で説明した高額医療費共同事業の県負担分でございます。

飛びますが、6款2項1目のほうの福祉医療基盤強化補助金は前年度の福祉医療費の額の確定によるものです。

2目の財政調整交付金ですが、普通・特別とも保険給付費の実績や医療費の適正化対策など特別な事情にある場合に交付されるもので増額が見込まれております。

7款1項の共同事業交付金ですが、1目の高額医療費共同事業は拠出金額の確定により増額となっております。

1枚めくって、202・203ページ上段から2目の保険財政共同安定化事業交付金ですが、歳出においても拠出金を減額しておりますが、医療費等の拠出すべき額の減額の確定によりまして大幅に減額計上することとなりました。

8款、9款は実績です。

11款3項9目1節雑入は美郷町高額医療貸付金条例の改正によりまして取り崩す予定の分の金額を計上しております。

続きまして、204・205ページをお開きください。

2款1項1目一般被保険者療養給付費ですが、高額医療費の増加分を一般被保険者療養給付費から減じまして同額を下の2項1目の一般被保険者高額療養費に組み替えしております。

続きまして、206・207ページをお開きください。

上段から2款4項1目の出産一時金から6款1項1目介護納付金までは精査によりまして減額補正しております。

1枚めくっていただきまして208・209ページをお開きください。

7款1項1目高額医療費拠出金ですが、増額が予想されるため必要拠出額の補正をお願いするものでございます。

2目保険財政共同安定化事業拠出金ですが、歳入でお話しましたとおり保険財政基盤安定のため拠出しております共同安定化事業への拠出額が大幅に減額となりましたので、補正をお願いするものであります。

8款・9款は見込みによるものです。

210ページ・211ページをごらんください。

11款1項3目償還金ですが、前年度分の療養給付費等負担金が確定しましたので、不用額を減額します。

12款1項1目予備費ですが、先ほど美郷町高額医療貸付基金からの基金分を予備費として計上しております。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第20号の説明が終わりました。

◎議案第21号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第22、議案第21号 平成27年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算

第6号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(小林宏和君) 議案第21号 簡易水道事業補正予算第6号についてご説明いたします。

今回の補正内容は歳入歳出それぞれから1億5,644万9,000円の減額、継続費の変更、地方債の補正2件でございます。

217ページをお願いいたします。第2表継続費の補正でございます。昨年9月定例議会にて設定しました継続費につきまして水道水質安定化推進事業の額の確定に伴い、平成27年度と28年度の年割額を変更するものでございます。

218ページをお願いいたします。第3表地方債の補正ですが、事業費の確定に伴い簡易水道事業債並びに過疎対策事業債の借り入れ限度額を変更するものでございます。

222・223ページをお願いいたします。歳入全般におきましては事業の確定に伴う減額が主なものでございますが、2款1項1目水道使用料の1節現年度分でございますが、加入戸数は3,651戸、2節滞納繰越分は129戸となっております。

2款2項1目水道手数料3節でございます。600件の督促手数料を見込んでございます。

224・225ページをお願いいたします。6款3項2目2節雑入でございます。これはメーター器スクラップ収入744個を見込んでございます。それから、雑入135万1,000円は平成26年度に中間納付した消費税の還付金でございます。

226・227ページをお願いいたします。歳出全般におきましても事業の確定、実績による減額が主なものでございますが、1款3項1目簡易水道整備事業費でございます。国の補助金配分額に合わせまして委託料、工事請負費を減額するものでございます。配分率は約73%となっております。

以上で、簡易水道事業の説明を終わります。

○議長(高橋 猛君) これで、議案第21号の説明が終わりました。

暫時休憩します。

(午後0時00分)

(午後0時00分)

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第22号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第23、議案第22号 平成27年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第5号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第22号 下水道事業特別会計補正予算第5号についてご説明いたします。

今回の補正内容は、歳入歳出それぞれから669万5,000円の減額と繰越明許費の設定、地方債の補正1件でございます。

237ページをお願いいたします。第2表繰越明許費でございますが、秋田県建設部より流域下水道事業予算の繰越額決定の通知がございまして当町負担分を繰り越すものでございます。

238ページをお願いいたします。第3表地方債の補正ですが、流域下水道事業の確定に伴い起債借入限度額を変更するものでございます。

242・243ページをお願いいたします。歳入全般におきまして事業の確定、実績による減額が主なものでございますが、1款1項1目受益者負担金は新規加入7件等による増額でございます。

2款1項1目下水道使用料は加入戸数が895戸の実績による減額となっております。

246・247ページをお願いいたします。歳出全般におきましても事業の確定、実績による減額が主なものでございますが、1款2項1目15節公共枅接続工事につきましても5カ所の予算に対しまして1カ所の工事にとどまり、その減額でございます。同じく18節は240基の予算に対しまして105基の購入実績による減額でございます。

以上で、下水道特別会計の説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第22号の説明が終わりました。

◎議案第23号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第24、議案第23号 平成27年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(小林宏和君) 議案第23号 農業集落排水事業特別会計補正予算第5号についてご説明いたします。

今回の補正内容ですが、歳入歳出それぞれから336万9,000円を減額するものでございます。

258・259ページをお願いいたします。歳入3款1項1目は生活排水整備構想策定に係ります経費の実績による社会資本整備総合交付金の減額でございます。

4款1項1目は事業精算見込みに伴う繰入金の減額でございます。

260・261ページをお願いいたします。歳出全般におきまして事業の確定、実績による減額となっておりますが、1款1項1目13節は生活排水整備構想策定業務の請け差分でございます。

1款2項1目は、いずれ事業実績に伴う減額となっております。

以上で、農業集落排水事業特別会計の説明を終わります。

○議長(高橋 猛君) これで、議案第23号の説明が終わりました。

◎議案第24号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第25、議案第24号 平成27年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長(高橋久也君) 議案第24号 平成27年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について説明いたします。

概略でございますけども、保険料調定額が確定しましたので関係する後期高齢者広域連合へ納付する額も連係しますので、相当分を減額補正するものであります。

まずは歳入ですが、270ページ・271ページをお開きください。

1款1項1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料の現年度分過年度分についても額の確定によるものです。

続いて歳出、次のページ、272・273ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金ですが、先ほどの歳入の確定によりまして同額の

納付額を減額するものであります。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第24号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

あす午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午後0時09分)

